

貝塚市在宅高齢者等緊急通報装置設置等業務委託契約仕様書

1. 業務の目的

本事業は、貝塚市（以下「甲」という。）が在宅の病弱なひとり暮らしの高齢者やそれに準じる心身に障害のあるかた（以下「高齢者等」という。）が住み慣れた地域社会で安心して生活が出来るよう、急病又は災害等を簡易な操作により第三者に通報できる装置（以下「機器」という。）を設置し、緊急時に迅速かつ適切な対応を図ることにより、高齢者等の福祉の増進に資することを目的とする。

なお、甲はこれらの委託業務を●●●●●（以下「乙」という。）に対して委託し、実施するものとする。

2. 委託期間

令和7年7月1日から令和10年6月30日まで

3. 委託業務内容

委託業務については、次に掲げる内容を行うものとする。

（1）機器の設置・撤去・移設等

- ①甲が指示したときは、概ね2週間以内に高齢者等のうち委託業務を利用している者（以下「利用者」という。）の自宅に機器の設置、撤去、移設作業を行い、機器の取り扱い方法等の説明をわかりやすく丁寧に行うこと。
- ②急を要する場合は、甲の指示に従い速やかに対応すること。

（2）機器の保守・点検等

- ①委託契約期間中は、機器からの自動通報等で保守点検を行い、利用者宅に設置した機器が正常に作動するよう努めること。
- ②無線式発信機（ペンダント）の電池交換等、適時、利用者宅を訪問し、状況把握と合わせて保守・点検を行うこと。

（3）機器からの信号を受けるセンターの設置及び体制

受託者は、利用者宅の機器からの信号を受けるセンター（以下「受信センター」という。）を設置し、次に掲げる業務を行うこと。

- ①受信センターによる緊急通報装置の受報業務
- ②受報時の利用者の安否確認及び支援業務
- ③受報時の関係機関及び協力員等に対する通報業務
- ④利用者に対する、随時相談業務
- ⑤利用者に対する、月1回の定時連絡業務
- ⑥毎月の運用状況報告書の提出

※①～④は24時間体制とし、別紙緊急通報フローチャート図により実施する。

※①～⑤は保健師または看護師が対応できる体制をとること。

（4）出動員による対応業務

出動員が利用者宅へ駆けつけた際に応答がなく、施錠されて入室ができない場合は、協力員が預かっている鍵を使用し入室できるものとする。

協力員から鍵の提供を受けることができず、鍵で開錠できない場合は、必要箇所を破壊し入室し、利用者の状態の確認を優先させるものとする。

ただし、家屋等を破壊する必要に迫られた場合は必要最小限の範囲で行い、利用者宅に係る動産・不動産に対し、できる限り損害又は支障を及ぼさないように業務を行うこと。

なお、この入室による破壊に伴う損害については、受託者に賠償の責はないものとし、原状復帰に係る費用等については利用者が負担するものとする。

①出動員の役割

出動員の役割は利用者の状況を確認することを目的とし、利用者が搬送された場合は戸締り、火の元の確認等を行う。

②出動員の待機所

I 出動員の待機所は貝塚市内又は、甲に隣接している岸和田市、泉佐野市若しくは熊取町に1ヵ所以上設けること。

II 緊急通報を受けたときは24時間体制で、出動員はすみやかに対象者宅へ出動できる体制をとること。

③警備業法適用外

本事業において、乙は利用者に対し、警備業法第2条第1項1号及び第4号に定める次の各号の行為は、本業務に含まないものとする。

I 生命、身体に危険を及ぼすおそれのある安全と平穏に関する犯罪、事故その他の危険な事態の発生を警戒し、またその周辺において警戒し、防止する行為

II 財産に損害を及ぼすおそれのある安全と平穏に関する犯罪、事故その他の危険な事態の発生を警戒し、防止する行為

(5) 事業報告

乙は、緊急通報及び相談通報の受信（誤報を含む）の内容並びに当月利用者の移動状況（新設・撤去）について1ヶ月ごとにまとめ、原則翌月10日までに月報として甲へ提出するものとする。

なお、消防署へ連絡し救急搬送した場合は、その都度甲へ報告すること。

(6) 利用者の自己負担金の徴収代行業務

①本事業における乙に対する対価の支払い方法は、利用者の自己負担金を乙が徴収代行業務を甲から受託するものとし、乙が徴収代行業務にて受領した利用料金が乙に対する対価とする。

乙が受託する徴収代行業務の方法は、原則として、利用者の銀行金融機関の口座から口座振替で毎月払いとし、口座振替に係る手数料は乙が負担するものとする。

②乙は、利用者から口座振替できずに徴収できなかった相当額に対して、債権回収行為は行わないものとする。

(7) 契約終了時の措置

①令和7年度の契約切り替えは、乙と協議の上、既設機器の撤去を効率的に行うこ

- ととする。また、準備期間の費用は乙が賄うものとする。
- ②契約切り替えについて、甲及び乙に必要な情報提供を行うこと。

4. 機器の仕様等

(1) 固定型緊急通報装置

①緊急通報装置端末機本体

緊急通報装置機器本体の性能については、以下のとおりとする。

- I ハンズフリー機能を有し、受話器をとることなく、簡単な操作により緊急事態を自動的に通報できるもので、NEC製品ER-50 または、これと同等以上の機能を有するものとする。
- II NTT一般アナログ回線等に対応するもの。また、NTTアナログ回線以外での運用に可能なかぎり対応できるもの

②無線式発信機（ペンダント）

無線式発信機（ペンダント）の性能については、以下のとおりとする。

- I 屋内において十分な到達距離を有するもの
- II 首かけ式等で利用者が身に着けることができるもの
- III 重量は軽量であり、かつ手のひらに収まるサイズであるもの

(2) 携帯型緊急通報装置

- I 簡単な操作で受信センターへ通報され、ハンズフリー会話が可能であるもの
- II 携帯電話回線等を利用し、自宅敷地内で利用できるもの
- III 対象者宅に固定電話がなく、携帯電話等の連絡手段を有する場合、または緊急通報装置を設置できない電話機の場合は携帯型緊急通報装置を設置すること。

5. 対象者

在宅の病弱なひとり暮らしの高齢者またはそれに準ずる心身に障害のある方。
身体障害者手帳1級又は2級のひとり暮らしの65歳未満の重度身体障害者。

6. 契約金額

委託費は、1件あたり月額税込みの単価とし、次のものを含める。

- (1) 既存機器の取り外しから新たな機器の設置までの作業費用
- (2) 設置する機器のレンタルに係る費用
- (3) 受信センターの設置及び運営に係る費用
- (4) 新規申込者の機器の設置、取り外し、移設に係る費用
- (5) 機器の保守点検及び故障、電池交換に係る費用
- (6) 相談業務に係る費用
- (7) 出動員の出勤に係る費用
- (8) 利用者の自己負担金の徴収に係る費用
- (9) その他通常使用するにあたり必要となる費用

7. 支払い基準

- (1) 委託費の支払いは、月々の支払とする。
- (2) 乙は甲からの通知により月の途中で新たに機器の設置を行った場合の当該設置月にかかる委託費については、1月分の委託費を請求できるものとする。
- (3) 甲からの通知により月の途中で機器の撤去を行った場合の当該撤去月にかかる委託費については、無償とする。
- (4) 機器の設置月と撤去月が同月の場合、1月分の委託費を請求できるものとする。

8. 切替工事

- (1) 契約締結後、現在利用している利用者の機器について、速やかに現在の接続先から乙の受信センターへの切り替え工事に着手し、甲が指定する期日までに工事を完了させること。
- (2) 乙の受信センターへの切り替え工事が終了した利用者については接続ができていることを確認するものとする。なお、切替工事が月途中であっても、委託費を請求できるものとする。

9. 再委託

本業務について、事業の全部又は一部を再委託することはできないものとする。
ただし、事前に市が認めた場合は、事業の一部を再委託することができるものとする。

10. その他

- (1) この仕様書に疑義が生じた場合は、双方が協議の上対処することとする。なお、乙の一方的な解釈により本仕様書に反した行為を行った時は、乙がその責任を負い、甲の指示に従うこととする。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、双方が協議の上定めることとする。

以上